

## 附属機関等への県民参加の促進に関する指針

### 1 目的

この指針は、附属機関等における委員公募制、公聴会の開催、会議の公開を促進することにより、有為な人材を発掘するとともに、県民の意見を県政へより広く反映させ、附属機関等の活性化を図ることを目的とする。

### 2 対象とする附属機関等

この指針の対象とする附属機関等は、調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及びこれに類似する県教育委員会の要綱等に基づく協議会等（以下「附属機関等」という。）とする。

### 3 委員公募制の導入、公聴会の開催、会議の公開

#### (1) 委員公募制の導入

##### ア 公募委員を置かない附属機関等の理由明定

公募委員を置かない附属機関等については、当該附属機関等の庶務を処理する課所館が、「附属機関等の管理に関する要綱」第10条第1項各号に該当する具体的な理由を明らかにしておかなければならない。

##### イ 公募委員選任方法等

(ア) 公募委員数は、当該附属機関等の審議事項、専門性等を考慮した上で、公募制導入の趣旨が生かされる妥当な数を確保するものとする。なお、公募制の導入が委員定数の増加につながらないように配慮すること。

(イ) 各附属機関等の庶務を処理する課所館は、附属機関等の審議項目により、一定の職務経験、特定の技能資格等、応募資格を定めるとともに、必要に応じ作文、面接等を実施して選任するものとする。

なお、選任に当たっては、審査機関、審査方法等を内容とした審査基準を定め、適正・的確に行うものとする。

##### ウ 公募の実施

公募については、各附属機関等の庶務を処理する課所館で実施するものとし、当該会議開催日の3か月前までに次の事項を県のホームページや広報誌等への掲載、報道発表、募集用リーフレットの配布等により広く周知しなければならない。

##### (ア) 募集附属機関等名称

(イ) 設置目的

(ウ) 審議事項

(エ) 応募条件・資格

(オ) 応募方法

(カ) 応募期限

(キ) 募集人員

(ク) 選考方法

(ケ) その他（年間開催予定回数、報酬、任期等）

(2) 応募・問い合わせ先

(2) 公聴会の開催

ア 公聴会の実施に努める附属機関等

次に該当する附属機関等は積極的に実施に努めるものとする。

- (ア) 広く県民生活に関連のある分野における計画の策定や県民に身近な問題等を扱う附属機関等
- (イ) 設置目的、実施した場合の効果等を勘案し、公聴会の成果が期待できる附属機関等

イ 公聴会の実施

公聴会については、公聴会開催日の1か月前までに次の事項を県のホームページや広報誌等への掲載、報道発表、募集用リーフレットの配布等により広く周知しなければならない。なお、実施に当たっては、公聴会を適正、的確に運営するため、意見発表者の数、意見発表の申出方法等について実施要領を定めるものとする。

- (ア) 公聴会の開催日時及び開催場所
- (イ) 対象とする事案の内容
- (ウ) 意見発表者となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- (エ) 意見発表の申出方法
- (オ) その他必要な事項
- (カ) 応募・問い合わせ先

(3) 会議の公開

附属機関等の会議は原則として公開とする。

ア 公開しないことができる会議

次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (ア) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (イ) 会議において、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）第10条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (ウ) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

イ 非公開の決定

- (ア) 附属機関等の会議を非公開とすることは、3（3）アに基づき、附属機関等が決定しなければならない。
- (イ) 附属機関等は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

ウ 公開の方法

- (ア) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、希望する者にWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）による傍聴（以下「オンライン傍聴」という。）を認めることにより行う。ただし、合理的な理由がある場合については、オンライン傍聴ではなく、希望する者に会場内での傍聴（以下「会場傍聴」という。）を認めることにより行うことができるものとする。この際、傍

聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けることとする。

なお、オンライン傍聴と会場傍聴を組み合わせることも可能とする。この場合において、会場傍聴を認めるための合理的な理由は不要とする。

- (イ) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

#### エ 会議開催の周知

附属機関等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の1週間前までに次の事項を、県のホームページや広報誌等への掲載、報道発表、庁舎内への掲示等の方法により、県民に周知しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

なお、会議を非公開とする場合については、周知の際に、3(3)アのいずれの理由により非公開とするのかを明記すること。

- (ア) 会議の議題
- (イ) 開催の日時及び場所
- (ウ) 傍聴の可否
- (エ) 傍聴者の定員
- (オ) 傍聴手続
- (カ) 問い合わせ先
- (キ) その他

#### 4 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この指針は、平成14年6月1日から適用する。

##### 附 則

この指針は、令和5年6月1日から適用する。